平成２７年（フ）第１３２号
北海道旭川市亀吉１条２丁目３番10号　シェアハウス堀本内
債務者　土肥　充生
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８号
石川県能美市福岡町ハ130番地８
債務者　河端　政芳
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月27日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第５４０８号
東京都北区中十条２丁目７－９－203
債務者　松岡　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４１６号
東京都東久留米市浅間町１丁目８－10－202
債務者　岩下由佳里
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４１７号
東京都西東京市ひばりが丘北４丁目１－25－103
債務者　宮脇日与子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５４３１号
東京都新宿区大久保２丁目29－14－207
債務者　遠宮　弘喜
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３７３号
東京都西東京市芝久保町４丁目２番９号芝久保ハイツ412号
債務者　石橋　国大
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７８０号
横浜市中区松影町３丁目10番地３　第一浜松荘501号室
債務者　中野目常葉
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８２０号
横浜市西区戸部本町９番６－902号
債務者　藤岡　正承
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９０７号
横浜市中区山田町８番地２　モアレ山田町1002号黒崎方、住民票上の住所横浜市神奈川区大口通38番地２　藤和大口コープⅡ501号
債務者　富永　道徳
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３０号
栃木県宇都宮市下栗町844番地２　シャトーオオツカＤ102
債務者　吉田　典子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７８３号
横浜市瀬谷区宮沢３丁目５番地４　シティハイムササヤマＡ－203
債務者　清野　郁江
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２３号
横浜市中区寿町３丁目11番地４　熱海荘205号室
債務者　木村　陽子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月２日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７０号
東京都町田市小野路町15番地１東急建設寮内
債務者　安江武一郎
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２４１号
静岡県島田市金谷根岸町51番地の３、旧住所静岡県島田市金谷根岸町170番地の５　エスペランザ102号室
債務者　田嶋　弘己
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月７日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部